

# 茶と菓の集 FRIENDS 会 会則

## 【名称】

第1条 本会は「茶と菓の集 FRIENDS 会」という

## 【事務局】

第2条 本会は事務辱を 徳島県名西郡石井町石井字石井 1146-12 に置く

## 【目的・活動の指針】

第3条 本会は海外からの研修生に、日本文化である茶道と和菓子作りを教えるとともに集まった仲間同士の異業種交流や再就職への精神的なフォローに努め、楽しく永続性のあるボランティア団体とする

## 【事業】

第4条 本会は、第3条に定める目的の実現に向けて、次に掲げる活動をする

- (1) 茶道の実習指導
- (2) 和菓子作りの実習指導
- (3) 徳島での研修中の相談やアドバイス
- (4) 再就職相談や精神的フォロー

## 【会員】

第5条 本会の会員は、2名（令和4年5月1日）

## 【役員】

第6条 本会の役員は、代表1名 副代表1名を置く

## 【会費】

第7条 本会は、会費を徴収しない

## 【職務】

第8条 代表は、本会を代表し会務を統括する

2. 副代表は、代表を補佐し、代表に不測の事態、または代表が欠けたときは、その職務を代行する
3. 会計は代表が担当する

## 附則

この会則は、令和4年5月1日から施行する